

れによりて按ふに長谷雄はハセヲにはあらでハツセヲと訓へ

く清行はキヨツラにはあらでキヨイキと訓へき事も知らるゝやうなり 芭蕉をハセヲといふも古今の歌に心ばせをばよめるはバセウの音を仮りて心ばせをとしいるなるべしとの説あり 其委しき事は知らされは歌人に問ひ明らかて後に定むべし

第五問侵をシム安をアンと云ふを疑はれたれどこは音韻学者には成説ありてムと撥ぬるとンと撥るとニとヌと撥るとの別明かなる事の由にうけたまはりぬ 且支那の古音の吾国に遺れりといふは信ひかたしとあれと既に英人艾約瑟と申者が説

に朝鮮書有唐以前古音日本有漢魏唐三代古音といへれば大臣には信なひ給はざるも我先輩之をうへなひ洋人も亦之を信へるなり いかゞはせん

すべて字音の仮名を普通に知らしむるは難きわざなれば愚は漢字に従ふをよしとは云ふなり 唯し古書古歌を考へて

万葉集法王帝說上 宮記古事記など 古音を知らむと思ふ者の為には一の音韻学科を設けて皇朝に伝はれる音と支那の音を学ばしむるも宜しからん歟

又より尠なく漢字を仮名かきにせむとならば法に拘らず其人々の思ふまゝにかゝしめて宜しからん 然らば司法をシハウともシホウとも蝶をテフ又はテウともチヨウとも九郎判官をくらうはうぐわん又くろうはんがんなど認めて通用すべ

ればいと便理にして容易なるべし

次に各郷土の訛音は漢字の音韻と難易自ら異なれば所謂東京にてヒシを訛り東北にてユズ。南方にヒフを混する如きの類教員の指導によりて発音を正しく教へなば漸次に改むる方法もあるべきなり

上文にいへるが如く支那音韻の学に暗ければもとより詳細なる事申すに由なし 唯愚陋の僻説を記し試みたるになむ

明治二十七年五月十五日

(三) 御下問条々之御答

問 目 一 條

我が國音国字の言靈の幸にかなへるは外国にまさりて簡便なるによるなり 沈て文字は魚を得る為の筌なりといへり 故に教育は成るへきだけ文字の学ひを簡便にする手段を取ること必要なれ

我が國の仮名は一種の特性として印度の悉曇歐州の「アルハベット」に遙かに優る所あり そは彼の文字には子音字母音字の二つありて二字又は数字を組合せて一音をなす故に生徒は字学の手始として先づ反切法即ち綴字法を学はざるべからず 此反切法を諳するために少くも一年乃至三四個月を費すといへり 我が仮名は一字一音をなす故に反切法を学ぶの煩労なきはいかに外国に秀てたるめてたき簡便の文字ならず

然るに支那より来れる長音拗音又は入声を写す為には此の簡便法もなかなかに難渋なることそ出来ぬる。そは彼の先覚の

支那音に通する人の字音仮名遣といふことを論へるよりひたすら分け難きわざとなりて漢字漢音に深き覚ある博士ならでは其の道に迷はぬことのなきこととはなりぬ。

今字音仮名遣を普通教育に用ゐて少年に其の栄を学はしむるの可否は教育家の打ちすておくべきにあらざる問題なり。

御答 其ノ栄ヲ学バシムルヲ可ナリトオモハル 委シク
ハ下条ニ申スベシ

何故に様又要用の漢字をヨウ、エウ、又ヤウと仮名にて書くか、其の易きに由るなり。さるを様ならばヤウとし要ならばエウ用ならばヨウとすべしといはば漢音漢字を知る人ならではわけかたきわざなり。さる人は初より様又是要用の真名を書くをこそ易しとすへけれ。仮名に書くの必要はなし。況て要の字も今の支那音はヤウにてエウにはあらず。音博士の古伝も強ちに信ひ難きをや。是一問なり。

御答 (様ならばヤウとし要ならばエウ用ならばヨウと

すへしといはゞ漢音漢字を知る人ならではわけかたきわざなり) 様ノ字ハ佩文韻府ニ從ルニ二十三様ノ韻ニ会スル字ナレバ障帳ト同ジク様ト書クベキヲヤウト書クハ次

音ナリ

用ノ字ハ同書ニ従ルニ二宋ノ韻ニ属スル字ナレバ重供ト
同ジク用ト書クベキヲヨウト書クハ是モ亦次音ナリ

要ノ字ハ同書ニ従ルニ二蕭ノ韻ニ属スル字ナレバ朝喬ト
同ジク要ト書クベキヲエウト書クハ是モ亦次音ナリ以上ハ韻府ニ云フ

然レバ様用要ハ並ニ次音ナリ 然シテ様用ハ漢ノ次音ナリ

要ハ吳ノ次音ナリ

支那字ニハイヅレモ一字ニツキテ漢音アリ吳音アリ漢吳ニ各原音次音單音アリト心得ズバアルベカラズ 然シテ其ノ漢吳異ノ三音キハ字音ニ仮字ヲ施スコトハ専門ノ学ニ入ラズバ能ハザルコトナリ 仮令バ

漢音 ヤウ
要 ウ

ユ
イヤウ

要 異音 ユ
イヨウ

ユ
イヨウ

吳音 イエウ
ユ
イエウ

要ノ字ノ音ハ上件ニ云ヘルガ如クナルヲ此ノ要ノ字ト同

韻ニ韻府ニ掲ゲタル朝喬ノ字ハ

漢音
タウ
チヤウ

朝 異音
チエウ
ツテウ

朝ハ古クハ多ク吳
音ノテウヲ用キル

漢音
カウ
キヤウ

吳音
カウ
キヤウ

喬ハ古クハ多ク吳
音ノケウヲ用キル

吳音
キエウ
ク

要 異音
ユエウ
ユワウ
ヨウウ

要ノ字ヲ合音ニ呼ベバ斯ク呼バル 是古キ音ナリケリ

然ルヲ後世開音ニ呼ブコト、ナレレバ前条ノ図ノ如キ音
トナレルナルベシ 斯ノ如クムツカシキ事ナレバ専門学
ニアラザレバ能ハズ 然ラバ字音ノ仮字遣ハ棄テ学バザ

ル可キカ如何 此ノ事ハ次下ニ愚存ヲ陳述スヘシ

御下問ノ此ノ条ニ（要の字も今の支那音はヤウにてエウ
にはあらず音博士の古伝も強ちに信ひ難きをや）トアル
ハ我ガ邦ニハ要ニヤウノ音ナケレバ音博士ノ古伝モ信ジ

斯ノ如ク漢吳同音ナルカラニ韻府ニハ要モ朝モ喬モ蕭ノ
韻ニ改メ略韻ニシタレド韻鏡ニハ要ハ外転第二十六合ノ
去声ノ笑ノ韻ニ収メ朝喬ハ外転第二十五開ノ上声ノ宵ノ
韻ニ収メテ其類ヲ別ニセリ 是古韻ノ区別ナルヘシ 然

ルヲ韻ノ数ヲ減シタル故ハ支那ハ代々ヲ経ルマ、ニ音ノ
転シ来リテ要モ朝モ喬モ共ニ同韻ニ収メタルモノナラ
ン 後世ノ韻鏡ハ支那ノ改マルニ従テ第廿五転第廿六転
並ニ開音ニ改メタレバ既ニ掲ゲタルガ如クナレド亨祿ノ
韻鏡ニ拠ルトキハ此ノ如シ

難シトノ意ナルベケレド此ノ一条ハイカミアラン 要ニ

ヤウノ音アルコトハ支那モ日本モ同ジコトナレバコソ本

邦ニテ支那ノ韻書ヲ用キタレ 然レトモ要ハ多ク吳音ノ

エウヲ古ク用キ来タリテ漢音ノヤウハ用キルコト少キニ

コソアラメ然ルヲ音博士ノ伝ノ信ジガタキヤウニノタマ

ヘルハイカミアラム 新撰字鏡卷三ナル要ノ字ノ条ニ伊

妙反ト見エ類聚名義抄卷二ナル要ノ字ノ条ニ於笑反ト見

エタリ

蝶をテフと書き法をハフと書くを仮名遣の法とするならば何故にチヨウ、ホウとは読むか 漢字のために我が仮名の正音を曲くるは仮名の本色に背くものなり 我国にはもと入声なし 故にテフ、ハフの音あるべきなし 支那音の拗曲なるを我国の穏和なる平音に移したるは即ちチヤウ又はホウにそあらざるを仮名にて唐様に引直さんとするはいかに 是二問なり(古今集には法師をホウシと書けり)

御答 蝶ハ佩文韻府ニ從ルニ十六葉ノ韻ニ属セル字ナレ

バ 筵^{キエフリニフ}猶^ト同ジクチエフト書クベキヲテフト書クハ次音ナリ

ナリ

法ハ同書十七治ノ韻ニ属セル字ナレバ 握夾^{シヤフキヤフ}ト同ジク
ヒヤフト書クベキヲハフト書クハ次音ナリ 仮令バ

漢音

テテ
チエフ

蝶

異音

チヨフ
トフ

タタ
チヤフ

漢音

ハハ
ヒヨフ

法 異音

吳音

ホフ
ヒヨフ

斯ノ如ク葉ノ字ト漢吳同音ナルカラニ筭モ猶モ蝶モ葉ノ字ニ取メタリ 御下問ニ蝶ヲチヨウトアルハイカミ

チヨフナルベシ

斯ノ如ク治ノ字ト漢吳同音ナルカラニ法モ挿モ夾モ治ノ字ニ取メタリ 我ガ仮字遣ノ法ハ是ニ從リテ蝶ヲテフ法ヲハフト書クナルベシ 然ルニ法ヲホフト云フハ吳ノ字

音ナリ 又ホウト書クハ单音ノホニウノ 挿音ヲ加ヘテ

シ

ホウト云フナリ 挿音ノウハ本邦人ノ音便ニ加フルモノ
ニテ女ヲ女ト云フト同類ニテ和音ナリ 此ノ如クナレバ

蝶ヲチヨフト云フハ吳ノ原音、法ヲホウト云フハ和音

ナリ 但シ法ヲホウト云フハ多ク二字連声ノトキニ云ヘ

リ 仮令バ法師ノ如シ 法師ハ单音ニテ云ハバ法師ナル

ヲ挿音ヲ加ヘテ法師ト云フ 女房ヲ女房ト云フガ如シ

然レバ蝶ヲチヨフト云フハ吳ノ原音ニテ正音ヲ曲グルニ
ハアラザルベシ 法ヲホウト云フハ和音ノ音便ノ一格ナ

リ

(我国にもと入声なし故にテフハフの音あるべきなし)

トアルハ実ニ然ルベシ 支那人ノ呼ブ入声ハ我ガ邦ニテ

ハ甘ク学ビ得ルコト能ハズ 故ニ蝶法ノ如キモ蝶法ト云

ヒテ彼ガ入声ヲ移セルナルベシ 然レバ蝶法ノ如クフヲ

添フルハ和音ナリ 然ルニ(支那音の拗曲なるを我国の

穏和なる平音に移したるは即ちチャウ又はホウにそある

さるを仮名にて唐様に引直さんとするはいかに)トア

ルハ何ナルコトニ歎能ク会得シカタシ 其故ハ蝶ハ平水

韻ニハ葉ノ字ニ属シ韻鏡ニヘ帖ノ字ニ属シタレバチャウ

ノ音トアルハ心得ズ 法ヲホウトアルハ御説ノ如ク和音

ナルコトハ既ニ述ヘタルガ如シ 然レバ法ヲホウト云フ

ハ唐様ニ引直シタルニハアラズシテ和様ト云ハミ云フベ

支那の音を矯めて国音に附かしむる時は国音のまゝに仮名を遣ふこと古人の用例なり さればこそ因すをコウズとは書けともコンズとは書かず 柑子をコウジとは書けともカンシとは書かす 九郎判官をハウグワンとは書けともハングワンとは書かす 近世の字音仮名遣の説は此の用例と背けるはいかに 是三問なり

御答 (因ずをコウズとは書けともコンスとは書かす)コノ困ズヲコウズト書クハ因は舌内声ナレバコヌナルヲ音便ニコウト云フナルベシ 柑子をコウジト書クトアルハ

如何 柑ハ唇内声ナレバ柑子カムジナルヲ音便ニカウジトコソイヘ 但シ柑ハ漢音ナリ柑ハ吳音ナリ 然レドモ

吳音ノコウハ用キザルヤウニオボユ 然ルヲ御下問ニ

(柑子をコウジとは書けどもカンシとは書かず)トハ如何

和名鈔医心方新撰字鏡等並ニ加牟之ナルヲヤ 又(九

郎判官をばハウグワントハ書ケどもハングワンとは書か

す 近世の字音仮名遣の説は此の用例と背けるはいか

に)トアルハ近世然ル仮名遣書ノアルニヤトイブカシク

オモハル 判官ノ判ハ舌内声ナレバハヌナルヲ音便ニハ

ウト云フハ古実ナリ 然ルヲハングワント教ヘタル書ア

ルニ至テハ実ニ驚愕ノ至リナリ

若し必漢字の正音に就くへしとなればチョウ、テウ、テフ、

ショウ、セウ、セフ、の類のみにあらずして古の音博士のわざに習ひキとクヰとクエとも書きわくべきも此は難きわざならずや 又音博士が紀長谷雄と発昭と同音とし芭蕉をハセヲと書きたるは漢音をそのまま写すためのわざなるも今の世に用ゐるへくもあらず 是四問也

御答 キヲクヰと云フハ仮令バ帰ハ本邦ニテハ常ニハ單音ニキト云ヘド次音ハクヰナリ 然レトモ今日ニ至リテ

次音ノクヰハ用キルニ及バザラン歟 ケヲクエト云フハ仮令バ華ハ本邦ニテハ单音ニケト多ク云ヘレド次音ハクエナリ 然レトモ是モ亦今日用キルニ及バザラントオ

ボユ

紀長谷雄ト発昭ト同音又芭蕉ヲハセヲト書クハ昭モ蕉モ

共ニ外転ノ唇内声ニテ韻ノウハ和行ノ于ナレバ転ジテ昭

蕉トナルナリ御説ノ如ク今ノ世ニハ用キズシテ可ナラン

侵はシムと仮名し安はアンと仮名すべしといへる説はいとも

疑はし 現に支那音を学へる人の説に支那にて南音北音ともにかゝる差別はなしといへり 支那の今音の誤れるにて古音は我国に遺れりなどゝの

説あれども信ひ難し)トアルハ一トワタリハ然ルコトナ

リトモ云フベシ 然レドモ支那ハ度々ノ革命ヲ経タレバ

音ノ転ゼルコトモ亦多キ理ナリ 本邦ハ革命ノ事ナケレバ其ノ伝ヘタル字音ハ支那ノ古音ノ真ナリトハ云ヒ難カ

ルベキモ其ノ音韻ノ古キ姿ハ今ニ伝ハレリト云ヒテヨロシカルベクヤ

余は普通教育の為に久しきこのた此の問題を思ひたり 諸君余が為に八重の狭霧を払ひ給ひなは此の上の喜はあらじさりながらジヨウとヂヨウ、クワンとカン、クワウとコウ、ワウとオウとの別の如きは發音の上に明かにけぢめあれば(或地方を除き)仮名を誤らざるべきは論なし 又我が固有の国音にはあらて一地方の訛音は(東京にてひとしどとを混し東北にてゆとすとを混し南方のひとふとを混するがことし)其誤れるかまゝに任すべくもあらず

然ナルベク安ハ外転舌内声ナレバアヌト書カソコト当然ナルベシ アント書クハアヌヲ撥ネタルナリ

(支那音を学べる人の説に支那にて南音北音ともにかかる差別はなしといへり)トアルハ頗ルイブカシ 支那ハ古ヨリ今ニ至ルマデ南北ノ音ニ差異アルヘシ 漢音吳音ト云フモ即是ナリ 但シ此ニ云フ所ハ唇内舌内ノ別ナレバ南北ノ音ニハカ、ハルコト無シトオボユ

ト云フモ即是ナリ 但シ此ニ云フ所ハ唇内舌内ノ別ナレバ南北ノ音ニハカ、ハルコト無シトオボユ

(支那の今音の誤れるにて古音は我国に遺れりなどゝの説あれども信ひ難し)トアルハ一トワタリハ然ルコトナ

リトモ云フベシ 然レドモ支那ハ度々ノ革命ヲ経タレバ

音ノ転ゼルコトモ亦多キ理ナリ 本邦ハ革命ノ事ナケレバ其ノ伝ヘタル字音ハ支那ノ古音ノ真ナリトハ云ヒ難カ

ルベキモ其ノ音韻ノ古キ姿ハ今ニ伝ハレリト云ヒテヨロシカルベクヤ

御答（ジヨウとヂヨウ、クワソとカン、クワウとコウ、

ワウとオウとの別の如きは発音の上に明かにけちめあれ
ば仮名を誤らざるべきは論なし）トアルハ勿論ノコトナ
ルベシ 但シジヨウとヂヨウノ如キハ東国人ハ云ヒ別ク
ルニ難ケレバ学バザレバ誤ルベシクワントカンハ開合ニ
テ区別シ来レリ 仮令バ観音ノ観ハ合音ナル故ニクワ
ント云ヒ寒中ノ寒ハ開音ナルガ故ニカント云フ類ナリ
此ノ如クナレバ学バザレバ能ハズトハ云フナリ 但シコ
レハ支那ノ用ニハアラズ本邦ノ用例ナリ 然シテ此ノ開
合ノ別ハ加行ノ音ニ限りテ此ノ如ク云ヒワクルヲ例トシ
其他ノ音ハ然ラズ 仮令バ桓^{クワンクワ}共ニ原^{トウキヤウワウ}トハ云ヘドモ
端潘^{ツワシツワ}トハ云ハズシテ端潘^{タシハシ}共ニ次ト云フナリ 然レバ開
合ニテ原音次音ヲ云ヒワクルハ独リ加行ノ音ノミト云フ
モヨロシカルベクオボニ 但シ前件ニ云ヘル帰華ノ類ハ
合音ナルモキケト定メタラン方便利ナルベクヤ 次ニク
ワウとコウト、アルハ穩ナラズ クワウとカウト又クヲ
ウとコウト、アルベキ歟 但シ是モ既ニ云ヘルガ如キ本
邦ノ用例ナリ

次ニワウとオウト、アルモ穩ナラズ ワウとヲウト又ア
ウとオウト、アルベキ歟 然シテ是等ノ音ハ御説ノ如ク
發音ノ区別明瞭ナレバ仮字モ亦明瞭ナラズバアルベカラ

ズ

（東京にてひとしとを混し東北にてゆとすとを混し南方
にてひとふとを混するがどときは其の誤れるがまゝに任
すべくもあらず）トアルハ尤然ルベクオボユ

以上御下問ノ条々ニ從テ愚案ヲ述ブルコト此ノ如シ 但
シ小生ノ之ヲ教授セントスルニ就テ恩フ所ハ小学校ニ於
テハ字音ノ單語大略二百語許ヲ作りテ仮令バ東京王子ノ
如キヲ知ラシムベシ 是ハ幼稚ノ時ヨリ文字ニ仮字用格
ノアルコトヲ知ラシメテ口ニナラサシメンガ為ナリ 然
ルヲ又小学校ニ於テハ字音ノ仮字遣ハ知ラシムルニ及バ
ズトセバ字音ノ單語ヲ教フルノ設ハ無クテモ可ナルベシ
然レドモ成人ノ後字音ノ仮字ヲ知レルヲ便宜ナリトセ
バ先入師トナルノ諺モアレバ幼稚ノ中ヨリ早ク知ラシム
ルヲヨシトスベシ 然ルヲ又或ハ字音ノ仮字ハ法則無キ
モノト教フベシトスル説モ出来ラン歟 是ハ小生ハ取ラ
ザル所ナリ 若シ小学校ニテ教ヘザランニハ唯放擲シテ
措ク方ヨロシカルベシ 中学以上ニ至テハ世間尋常通用
ノ字音仮字ハ教授シテ然ルベシトオモハル 然レドモ是
モ亦教授ニ及バズトスル論多カラバ教ヘズトモアリナン
若シ小学校ニテ字音ノ仮字ヲ教授セントナラバ其ノ方法
ハ文字ノ漢音異音異音ト其ノ各音ノ一方ニ偏セズ普通所

用ノ音ヲ取テ 漢吳ノ両音ヲ常ニ用キル字仮字ヲ定ムベシ
 仮令バ東ハトウヲ取テツウヲ省キ中ハツウトウヲ共ニ
 省キテ中略和音ノチウヲ取り公ハコウヲ取テクウヲ省キ
 木ハボクモク共ニ普通トセバボクモク並ニ取ルガ如クシ
 テハイカ、又恐ハキヨウヲ取テキユウヲ省キ松ハシヨ
 ウヲ取テシユウヲ省キ宗ハソウシユウヲ取テシヨウスウ
 ヲ省クガ如クシテハイカ、

又神ハシヌジヌ並ニシンジントシ民ハビヌミニヲ一ツニ
 シテミントシ金ハキムコム並ニキンコントシ心ハソムヲ
 省キテシムヲ取リテ之ヲシントセバ頗ル便利ナラン、此
 ノ舌内声唇内声ノヌニムノ韻ハ總ベテントシテ妨無カル
 ベシ其ノ故ハソハ喉舌唇ノ三内ニ通ズル字ナレバナリ
 御下問ノ条々ニ対シテ愚意ヲ述ブルコト此ノ如シ

明治廿七年六月十六日

黒川真頬

(四) 字音仮字づかひに就いて井上文部大臣の

間に答へ併せて愚案を述べ

我国の仮字は一字にて一音を現はす故に彼の印度の悉曇歐洲の「アルハベット」の如くに連声法を学び綴字法を講習する必要なれば普通教育の上には至極便利なり、されど少しく進

んで言語の成立音韻の転化等を講習するには不便を感じることあり、其は如何といふに今日の国語は漢語を交ふること多きが故に屢々父音を現はす必要あればなり、たとへば国家といふ詞を仮字にて書くにはコクカ或はコツカと書くより外に仕方なし、普通にはコツカと書けとは正しき仮字にあらず、國家は羅馬字にて書けばkokka(コクカ)なれば寧ろコクカと書くを適當とす、然るにこの場合にて小く書きたるクが如何なる音を現はすかまたコツカとツを用ひて之を現はすと如何なる差別あるか、こは少しく音韻の学に通じ羅馬字の如き文字を知るものならではその別を知ること難からん、この類の詞は普通の言語文章に頗る多し、鉄砲骨董相等の如き字音の詞を精密に書き現はし或は言語の成立音韻の転化を説明する時などには仮字にては不充分にして羅馬字の必要を感じること屢々なり、されとこれらのこととは概ね皆な學說上に属することにして實際應用の上にはいさゝか不便を感じざるのみならず、彼のむづかしき連声法綴字法を学ぶに非れば使用すること能はざる悉曇「アルハベット」の類に比すれば教育上の便利極めて大なり。

第一間に答ふ、教育の上にて字音の詞を仮字にて書くはその易きが為なり、然るに様、要、容、葉等の如き字音の詞をヤウエウヨウエフと仮字にて書き分けんには先づ其の本字の正しき音と意義とを詳かにせざるべからず、こは頗る煩はしく